御坊市役所ＥＶ充電器設置事業公募型プロポーザル募集要項

御坊市役所ＥＶ充電器設置事業(以下「本事業」という。)を行うにあたり、本事業を実施するに最も適した事業者と協定を締結するため、次のとおり公募型プロポーザル(以下「プロポーザル」という。)を実施する。

１．事業の趣旨・目的

御坊市（以下「本市」という。）では、令和３年３月に第５次御坊市総合計画を策定し、豊かな自然を守り育て、次世代に引き継ぐ環境づくりを推進しており、また、令和６年３月に策定した第３次地球温暖化対策実行計画に基づき、温室効果ガスの削減に取り組んでいるところである。

そこで、電気自動車(以下「ＥＶ」という。)充電器を本市の費用負担なしで市役所駐車場に設置することにより、脱炭素社会の実現及びＥＶの普及に寄与することを目的とする。

２．事業概要

(1) 事業の内容

事業者は、市役所駐車場を活用し、事業者の自己資本によりＥＶ充電器の整備に必要な配線工事等を含む充電設備一式の設置、維持管理及び事業運営を行う。

本市は、市役所駐車場内の指定地に、ＥＶ充電器の設置のための行政財産の目的外使用を許可する。

なお、本事業の詳細は、別添の「御坊市役所ＥＶ充電器設置事業仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりとする(仕様書は事業に必要と思われる事項を示したものであり、仕様書に記載のない事項についての提案を妨げるものではない。)。

業務内容は本プロポーザルにより選出された選定事業者のプロポーザル提案書(以下「提案書」という。)をもとに、本市と選定事業者の協定締結に向けた詳細協議及び調整を行った上で確定する。

(2) 事業の期間

事業期間は、選定事業者との協議において決定するものとする。なお、事業期間終了後の取扱いは双方の協議によるものとし、協議の結果、当該事業期間を延長することを妨げないものとする。

(3) 行政財産の使用料

ＥＶ充電器を設置する事業者が使用する用地に係る行政財産の目的外使用

料については、本市の地球温暖化対策の推進に寄与する事業のため、免除するものとする。

一方で、本市財政負担の軽減及び地球温暖化対策の推進に協力するために、事業者からのＥＶ事業納付金の提案を受け付けるものとする。

３．事業者選定の方法

公募型プロポーザル方式により、本事業を実施するに最も適した事業者を選定するものとする。

４．参加資格条件

御坊市役所ＥＶ充電器設置事業公募型プロポーザルへの参加は、本要項等の趣旨を理解し、本事業に関する実績と能力がある事業者で、参加申込書提出時点において、次の全ての事項を満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て、破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始の申立て、会社法(平成 17 年法律第 86 号)に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 17 年法律第 87 号)第 64 条の規定による改正前の商法(明治 32 年法律第 48 号)に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。

(3) 破壊活動防止法(昭和 27 年法律第 240 号)の適用となる団体でないこと。

(4) 御坊市暴力団排除条例(平成 23 年御坊市条例第 18 号)第 2 条第 1 号又は同条第 2 号の規定に該当しない者であること。

(5) 国税及び地方税を滞納していないこと。

５．参加手続

(1) 申込期限

令和８年１２月１４日（月）　１７時必着

(2) 参加申込方法

下記提出書類をメール、郵送または持参により提出

(3) 提出先

〒644-8686
和歌山県御坊市薗３５０番地２
御坊市総務部財政課　担当：美濃、福居
電　話：0738-23-5533
メール：zaisei@city.gobo.lg.jp

(4) 提出書類

・ 御坊市役所ＥＶ充電器の設置に係るプロポーザル提案書(様式第１号)
※様式第１号の提出に加えて、必要に応じて別途提案書(書式は自由)の提出も可。
・ 参加申込書兼誓約書（様式第２号）
・ 法人の登記事項証明書（現在事項証明書）
※３か月以内に発行されたもの。写しで可。
・ 納税証明書（国税） ※３か月以内に発行されたもの。写しで可。
・ 主たる事業所を有する所在地に係る都道府県税及び市町村民税の納税証明書（未納がないことを証するもの）
※３か月以内に発行されたもの。写しで可。
・ 会社概要（パンフレット等）
・ 直前２年分の財務諸表類（貸借対照表および損益計算書の写し）

(5) 本要項等の配布

本要項等について、印刷物での配付は行わないので、市公式ウェブサイトからダウンロードすること。

(6) 参加を辞退する場合

参加申込書を提出した後に辞退される場合は、辞退届（様式第３号）を記入し、ＰＤＦ化したデータを申込期限までにメールで提出すること。

６．質問の受付および回答

本案件に関して質問がある場合は、次の通り質問書を提出すること。

当該方法を除く個別の質問には対応しない。なお、質問がない場合は提出不要とする。

(1) 受付期限

令和８年１１月２４日（火） １７時必着

(2) 受付方法

「質問書(様式第４号)」に基づき質問事項を記載し、メールで提出するものとする。

※件名は「ＥＶ充電器設置事業質問書（会社名)」とする。

(3) 提出先

〒644-8686
和歌山県御坊市薗３５０番地２
御坊市総務部財政課 担当：美濃、福居
電 話：0738-23-5533
メール：zaisei@city.gobo.lg.jp

７．スケジュール

内容	日程
公告	令和８年１１月１６日（月）
質問書の受付期限	令和８年１１月２４日（火）１７時必着
質問書の回答	令和８年１１月２７日（金）（予定）
参加申込書及び企画提案書等提出期限	令和８年１２月１４日（月）１７時必着
候補者の選定結果通知	令和８年１２月下旬（予定）
協定締結	令和８年１２月下旬～令和９年１月上旬（予定）

８．審査方法

市は、参加資格条件の審査を行い、参加資格条件を満たす事業者を対象として、提案書の内容について、(別表)審査基準に基づき審査を行い、事業者を選定する。

(1) 審査日

令和８年１２月下旬（予定）

(2) 審査を行う者

御坊市役所ＥＶ充電器設置事業者選定委員会により行う。

(3) 審査は、提出された書類に基づき、業務実績、提案内容等を総合的に評価し、最優秀者を選定する。なお、提案内容の確認のためヒアリングを依頼する場合がある。

(4) 審査基準に基づく総得点が同点の場合は、委員長が決定する。

(5) 応募者が１者のみの場合も、審査を実施するものとする。

(6) 審査基準に基づく総得点が、満点の６割に達しない場合は、選定しないものとする。

９．審査結果の通知・公表

(1)通知日　　令和８年１２月下旬（予定）

(2)通知方法　　電子メールによる。

(3)通知内容　　全ての参加者に対して審査結果を通知する。

(4)結果の公表　　審査結果の公表は、選定事業者のみとする。

10．協定の締結

上記８の審査により選定された選定事業者は、本事業の実施に関し、協議により本市と協定を締結することができる。ただし、協議結果により協定を締結しない場合もある。

また、事業者が協定の締結を辞退した場合又は協定締結までに次の事由に該当した場合は、市は選定結果を取り消し、協定を締結しないことができるものとする。

(1) 参加資格を喪失したとき

(2) 提出した書類に虚偽の記載があったとき

(3) 正当な理由がなく、協定の締結に応じないとき
(4) 財務状況の悪化等により、事業の運営に支障が生じると判断されるとき
(5) 社会的信用の著しい損失等により、事業者として適切でないと判断されるとき
(6) 事業推進に必要な手続を行わないとき
(7) 本要項、関係法令等に反していることが明らかになったとき
(8) そのほか、市長により、協定の締結が適当でないと判断するとき

11. その他
(1) 企画提案に要する経費は、全て提案事業者の負担とする。
(2) 提出された書類は返却しないものとする。
(3) 企画提案書等の提出書類は、御坊市情報公開条例（平成 12 年条例第 29 号）に基づき開示する場合がある。
(4) 協定締結後、行政財産の使用に係る行政財産使用許可申請は事業者が別途行う。

12. 様式集
(1) 御坊市役所ＥＶ充電器の設置に係るプロポーザル提案書（様式第１号）
(2) 参加申込書兼誓約書(様式第２号)
(3) 辞退届(様式第３号)
(4) 質問書(様式第４号)

13. 資料
(1) 御坊市役所ＥＶ充電器設置事業仕様書
(2) 御坊市役所ＥＶ充電器設置候補場所位置図(令和８年１１月１日時点)
(3) プロポーザル提案書に係る説明書
(4) 審査基準表